

SOFTIC判例ゼミ（第3回：2018年10月17日）

Oracle America, Inc. v. Google LLC

カルフォルニア連邦地方裁判所 2016年6月8日判決

連邦巡回区控訴裁判所 2018年3月27日判決

発表者

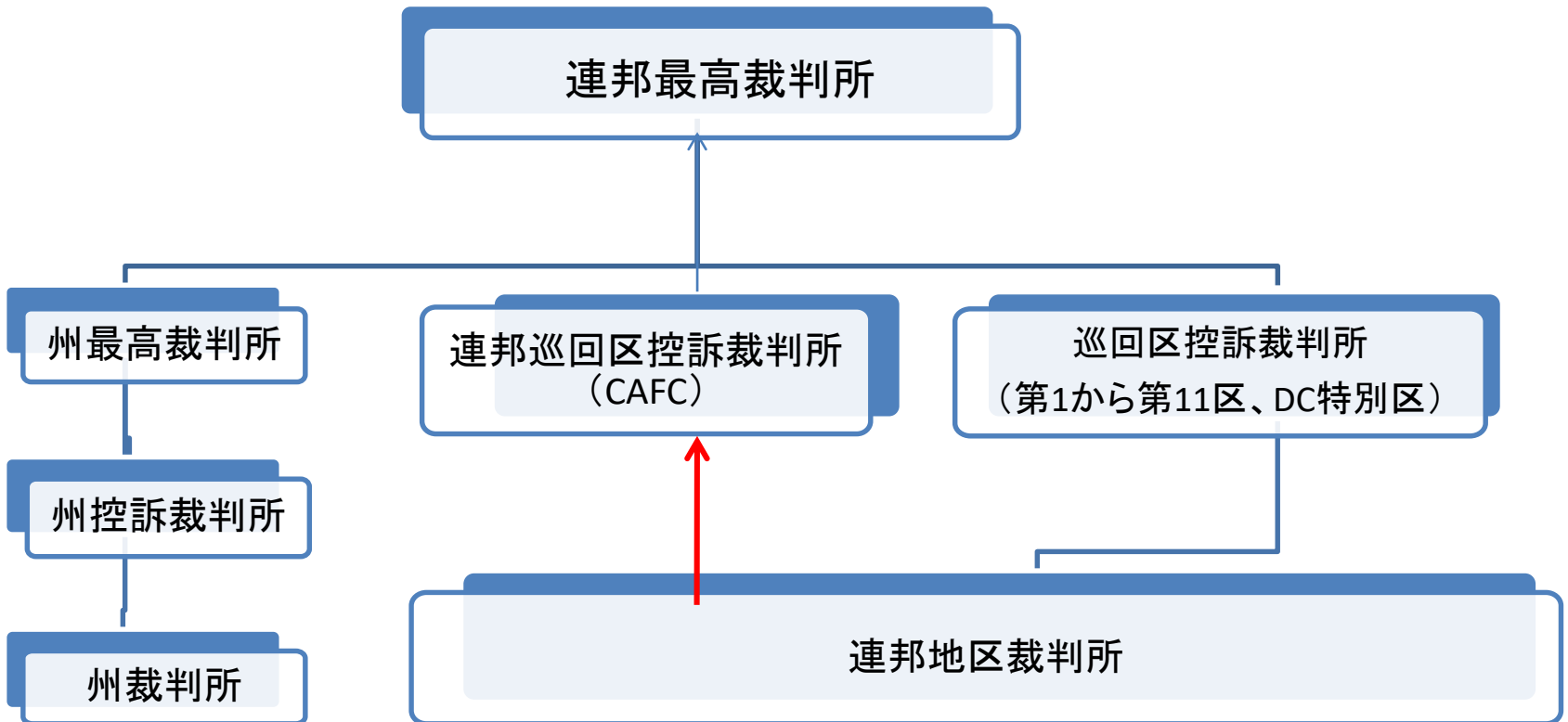
井上、各務、川崎

配布資料

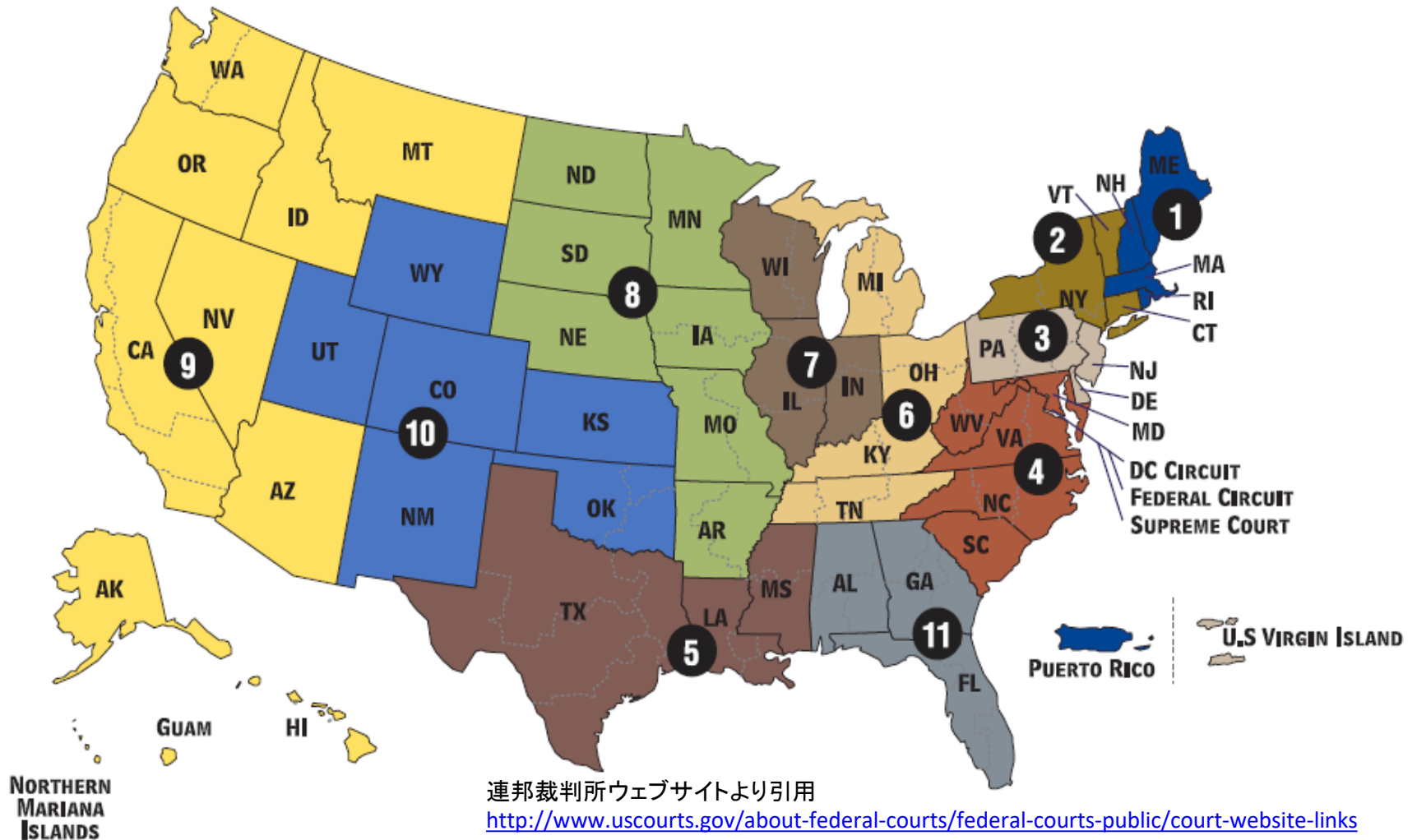
1. 米国著作権法制・裁判所制度の概要
2. ソフトウェア開発実務からの視点
3. 判例の紹介
4. ディスカッション・ポイント
5. 参考資料（関連条文）

米国裁判所制度・著作権法制の概要

米国裁判所制度の概要



連邦巡回区の構成



米国著作権法制の概要

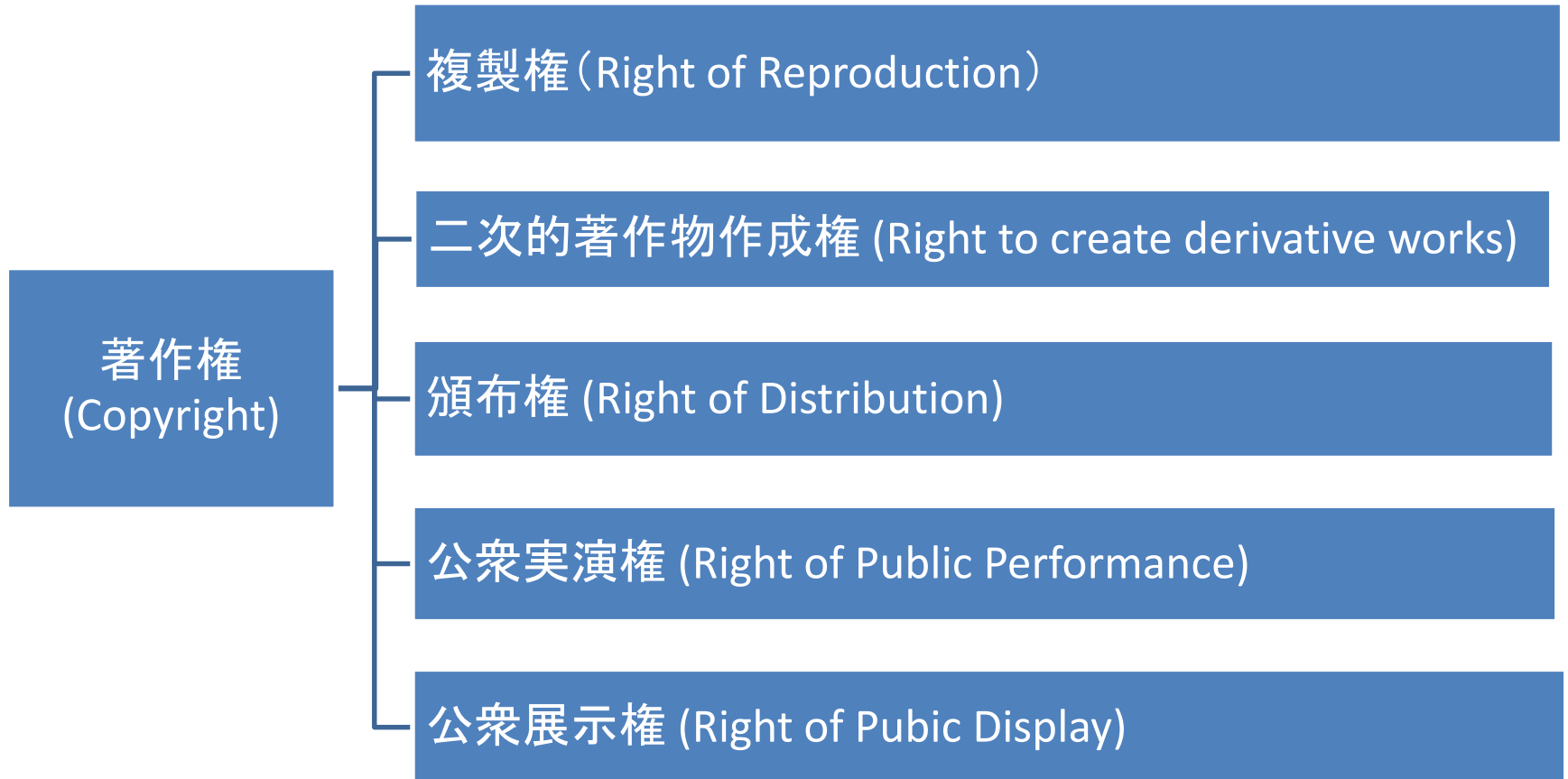
- 法源

- 連邦憲法 著作権条項(第1条8項8号)
 - 「科学および有用な技芸の振興を促進する」
- 連邦著作権法(17USC第101条以下)
- 州法(連邦著作権法に先占されない範囲)

- 連邦著作権法

- 基本的考え方:産業政策(インセンティブ)理論 (←→ 人格理論、労働理論)
 - 「**特別な報償**を与えることによって著作者や発明者の創作活動に**動機付け**し、独占的権利に対する当該期限の満了後において、彼ら天才の成果物に対する公衆による利用を可能にすることにある。」(Sony 判決)
- 著作物の定義(第101条)
 - 創作的表現+固定要件
- 権利内容(第106条・第106A条)
 - 支分権(人格権は視聴覚著作物のみ限定)
- 権利制限(第107条から第122条)
 - 一般的権利制限規定(第107条「フェア・ユース」)
- 保護期間(第302条(a))
 - (1978年1月1日以降に創作された著作物)著作者の死後70年

連邦著作権法第106条に定める支分権



フェアユース(第107条)の4要素

第1要素:使用の目的と性格

- 非営利目的:使用が営利目的か非営利目的か(Sony判決)
- 変容的使用:被使用著作物と同一または異なる目的・機能か(Campbell判決)
- 使用に悪意があるか否か

第2要素:(被使用)著作物の性質

- 被使用著作物が事実的・機能的か、創作的か

第3要素:使用の量と実質性

- 使用の分量が被使用著作物の分量と比べて多いか少ないか
- 使用した箇所が被使用著作物における重要な部分か否か(→目的との関連性)

第4要素:市場への影響

- 被使用著作物の市場(潜在的市場を含む)への影響があるかないか(→目的との関連性)
- 被利用著作物において占める重要性

フェアユースの判例法理

- **Sony 判決(1984) 非商業的・非営利的使用**
 - **争点:**ソニーの家庭用ビデオ録画機によるテレビ番組の録画(タイム・シフティング)が複製権の侵害となるか。
 - **結論:**「非商業的・非営利の利用」に着目し、フェアユースを認める。
 - **フェアユースの検討**
 - **第1要素:**著作物の利用を商業的使用と非商業的使用に2分し、商業的使用にフェアユース否定の推定、非商業的使用にフェアユース肯定の推定がはたらく。
→私的な家庭内使用での「タイム・シフティング」が非商業的使用であるとして、フェアユースの推定を働かせた。
 - **第2要素、第3要素:**テレビ放送されたという著作物の性質、無償で提供されていることから、著作物の全部が複製されたという事実はフェアユースを減殺しない。
 - **第4要素:**第1要素の商業的・非商業的使用の区分に従い、商業的使用については市場への影響を肯定、非商業的使用については市場への影響を否定。

フェアユースの判例法理

- **Campbell 判決(1994) 変容的利用**

- **争点:**「プリティ・ウーマン」(原楽曲)のラップ・バージョンによるパロディ(新楽曲)が、二次的著作物作成権の侵害となるか。
- **結論:**新楽曲が原楽曲と異なる目的での「変容的利用」である点を重視し、フェアユースを認めた。
- **フェアユースの検討**
 - **第1要素:**「新しい作品が、単に原作品の『目的にとって代わる』か、または代わりに、最初の作品を新しい表現や、意味、または主張を伴って変化させることで、さらなる目的や異なる性格を伴い、何か新しいものを付け加えているかであり、それは別の言葉でいえば、新しい作品が『変容的』か、それはどの程度か問うことである。」とし、パロディは先行作品を部分的に批評する新しい作品を創作するため「変容的」であるとした(+)。
 - **第2要素:**創作的な表現を複製している(-)が、パロディは性質上創作的表現を含む作品を複製するため、重要性はないとした。
 - **第3要素:**「許されるべき複製の程度は利用の目的と性格によって変化する」とした上で、パロディは批評の対象とする作品を想起させなければならず、合理的かは原作品をパロディする程度と原作品の代替物として機能する程度によって決まるとし、歌詞についてはフェアユースを肯定する(+)とした。
 - **第4要素:**「変容的利用」の場合には、市場の代替性が推定されないとし、ラップバージョンの市場への影響の立証がないとして、差し戻した。

ソフトウェア分野におけるフェアユース

- **Atari vs. Nintendo 事件 (CAFC. 1992)**
 - 事案: 互換性のあるゲーム・カートリッジの開発のためのリバース・エンジニアリング
 - 結論: 否定
 - 互換性のあるゲーム・カートリッジの開発のためのリバース・エンジニアリングをフェア・ユースとしつつ、裁判での証拠目的と偽ってソース・コードを入手した経緯に鑑み、否定。
- **Sega vs. Accolade 事件 (9th Cir. 1992)**
 - 事案: 互換性のあるゲーム・カートリッジの開発のためのリバース・エンジニアリング
 - 結論: 肯定
 - 互換性のあるゲーム・カートリッジの開発のためのオブジェクト・コードのリバース・エンジニアリングをフェア・ユースとした。
- **Sony Computer Entertainment vs. Connectix 事件 (9th Cir. 1999)**
 - 事案: Play Station上で自社ソフトを作動させるためのBIOS(Basic Input Output System)のリバース・エンジニアリング
 - 結論: 肯定
 - BIOSのリバース・エンジニアリングは新しいソフトを作り出すための「変容的利用」にあたる。

ソフトウェア開発実務からの視点

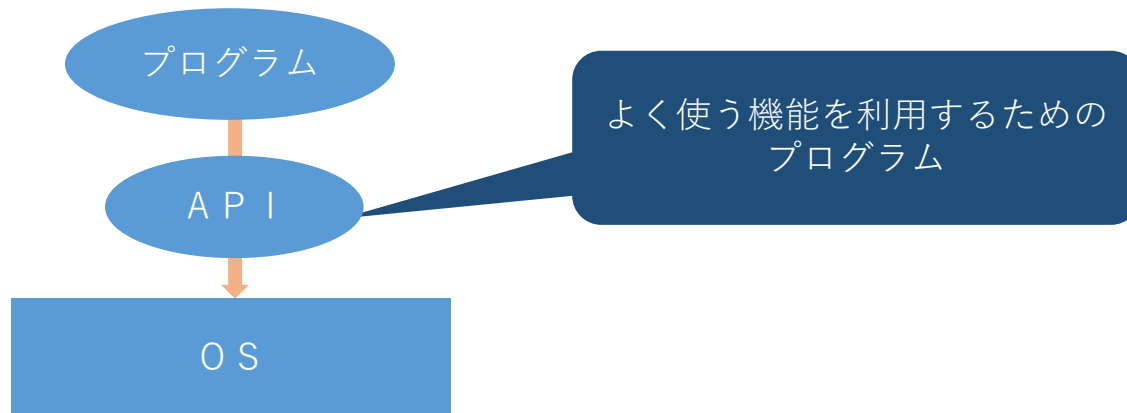
(1) APIとは (1/2)

API (Application Programming Interface)

・・・プログラムとOS*をつなぐ道具

OSが提供する機能（画面表示・計算処理等）をプログラム側から呼び出せるようにするツール
→アプリケーションで様々なOSの機能を効率的に利用することができる

*OS コンピュータを動かすためのソフトウェア（Windows、Mac OS、iOS、Androidなど）



(1) APIとは (2/2)

【参考】 国内で利用可能な主なWEB API

API 提供者	API 名称	API が提供する機能
Amazon	Amazon Web サービス	Amazonが販売する商品データの取得
Google	Google Web APIs	Web検索データの取得
	Google AdSense API	Web広告のデータの取得
	Google Maps API	地図情報の取得
Yahoo!	Yahoo! JAPAN Webサービス	Web検索データの取得など

(2) JavaのAPI (1/3)

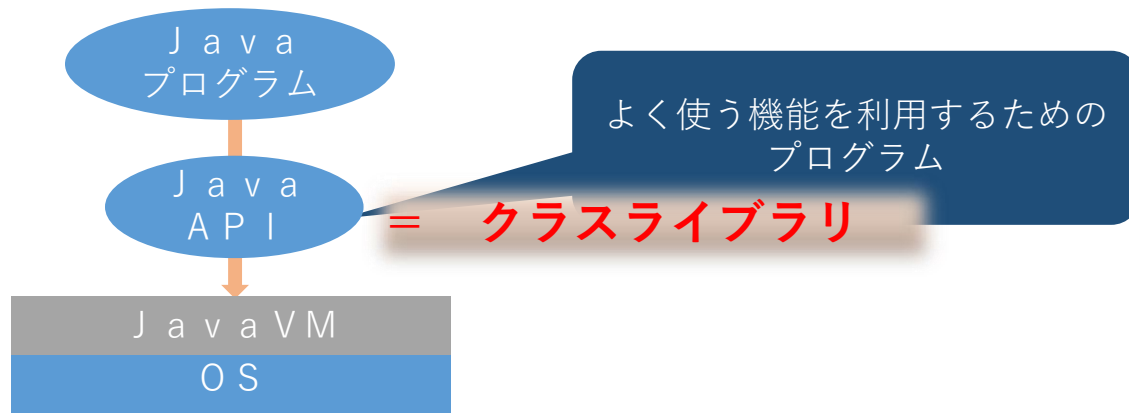
JavaのAPI

・・・JavaのプログラムとJava VM*をつなぐ道具

Javaにおいて提供されている

→JavaにおけるAPIは、**クラスライブラリ** (←クラスの集まり)

*Java VM Javaで作ったプログラムを動かすためのソフトウェア
OSとJavaとの仲介機能を果たしている



(2) J a v a の A P I (2/3)

クラスライブラリ

- ・・・クラスの集まり

(クラスファイルをライブラリとしてまとめたもの)

クラス

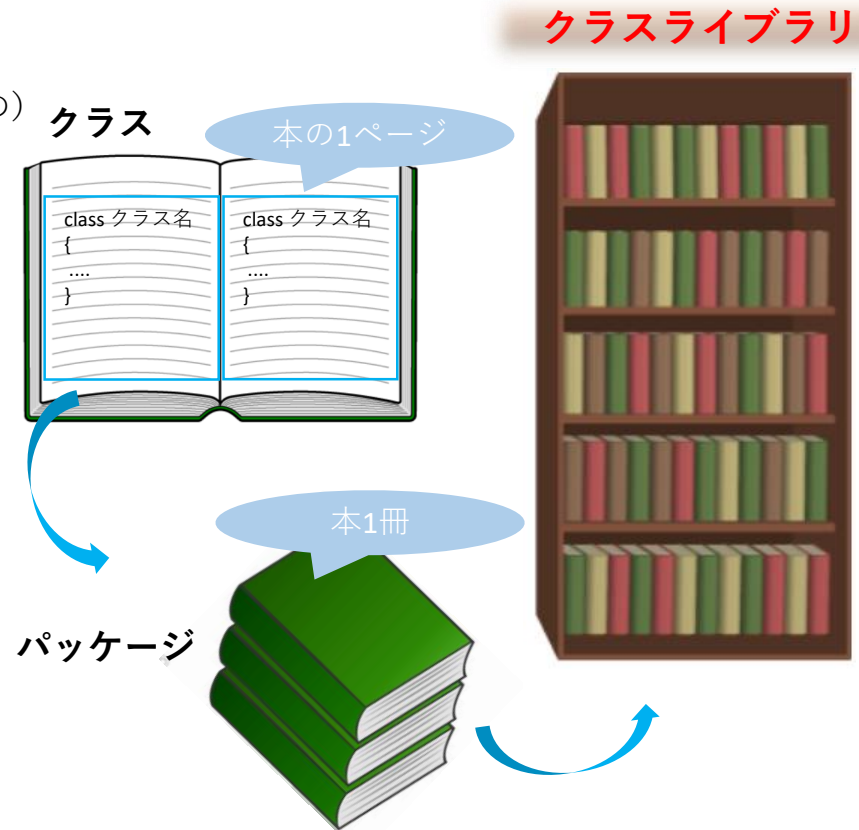
- ・・・プログラムを実行するための処理を
まとめたオブジェクト

OS (ここでは J a v a V M) の
提供する機能を J a v a プログラム側から
呼び出すためのもの

↓

パッケージ

- ・・・クラスを機能ごとにまとめて、
利用できるようにしたもの



J a v a では、クラスが多数公開されており、プログラムの部品として入手・利用しやすい環境

(2) J a v a の A P I (3/3)

【参考】 J a v a A P I に含まれる代表的なパッケージ

パッケージ名	内容
java.lang	J a v a に欠かせない基本的な機能
java.util	ユーティリティ機能
java.math	数学に関する機能
java.net	ネットワーク通信などを行うための機能
java.io	入出力関連機能
java.time	日時関連機能

※ A P I リファレンスとして公開されている

<https://docs.oracle.com/javase/jp/8/docs/api/>

(3) APIの役割

✓開発者にとって・・・効率的な開発が可能

画面への文字表示・図形の描画・ネットワークの制御等のプログラムのすべてを自分で作ることは、現実的に不可能

→APIを利用することで、多くの処理が効率的・簡単に開発できる

✓提供者にとって・・・提供することによる利用者の増加

APIを提供することにより、サービスの利用者を増やすことができる

→新しい使い方が生まれることによる、技術の発展の可能性

✓利用者にとって・・・PCやスマホを簡単に操作できる

本来コンピュータは、コマンドを入力することでプログラムを実行

→APIにより、クリックやタップで簡単に操作できる

(4) ソフトウェア開発における API の位置付け

✓ Java 開発において Java の API を利用すること

- ・ Java のプログラム開発においては、API を利用するのが前提
- ・ 開発している際、「こういう処理をしたい」→API を調べて利用する
- ・ 規模の大きい開発の場合にはコーディング規約を用いるが、API 利用の特別な制限なし

✓ 企業において新たな OS 等を開発する際の API の利用

- ・ Google がモバイル OS として Android を開発する際に、Java の API を一部複製利用
- ・ 企業において新たに OS 等開発時に既存の API を利用することは通常あり得るのか

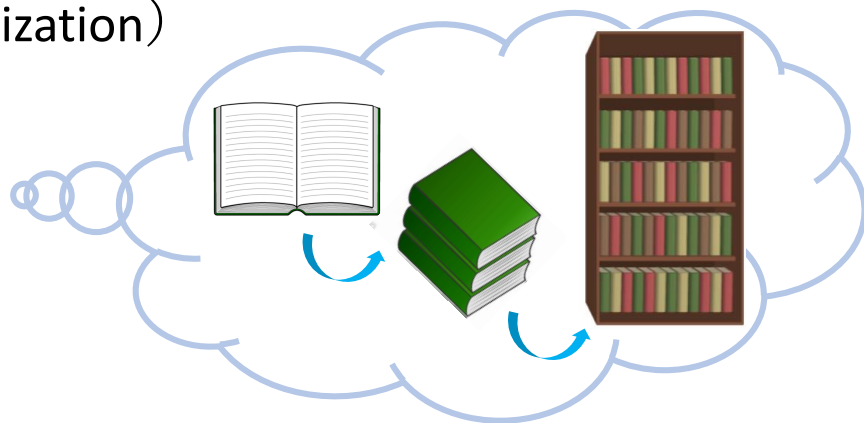
(5) その他用語説明

S S O (Structure, Sequence, Organization)

(構造、順序、組織)

・・・ソフトウェアの構造等の論理構造

※SSOは判例上の用語で、
技術用語ではありません



declaring code (declare = 宣言する)

・・・API名称の記述

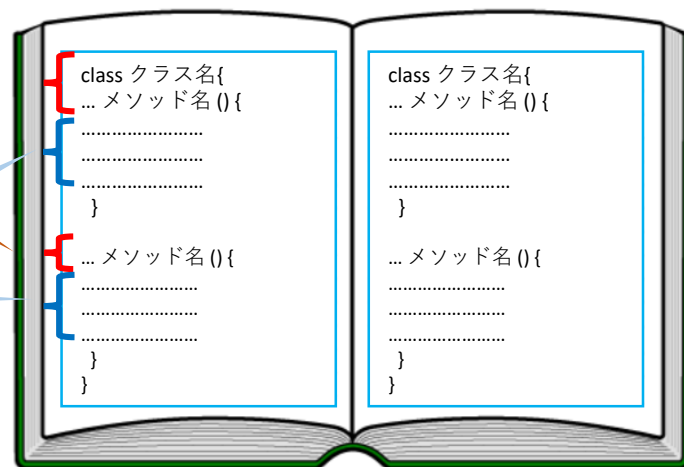
(クラス名、メソッド名)

declaring code

implementing code

implementing code (implement = 実装する)

・・・処理の中身の記述



Oracle America, Inc. v. Google LLC 判決の紹介

カルフォルニア連邦地方裁判所 2016年6月8日判決
連邦巡回区控訴裁判所 2018年3月27日判決

事案の概要 ～当事者～

- ▶ 原告： Oracle America, Inc. (以下「Oracle」)

プログラミング言語JavaおよびJavaプラットフォームを開発したSun Microsystems, Inc. (以下「Sun」)を買収した。

- ▶ 被告： Google LLC (以下「Google」)

「Android」という名称のオペレーションシステムを開発した。現在Androidは、スマートフォン、テレビ、自動車と幅広く利用されている。

- ▶ Androidに実装されている168のAPIのうち、37はJava APIであった。このことからOracleは、Googleに対して、著作権侵害に基づく訴えを提起した。

事案の概要 ～時系列～

Sun	Oracle		Google
Java 1.0のベータ版を公開		1995年	
GoogleとJavaプラットフォームのライセンス交渉を開始(契約には至らず)		2005年	Android. Incを買収 SunとJavaプラットフォームのライセンス交渉を開始(契約には至らず)
5月 OpenJDK (Java APIのOSS)を発表		2007年	11月 携帯電話向けのAndroidを発表
		2008年	Androidを搭載した携帯電話の発売開始
	1月 Sunを買収 10月 カルフォルニア地裁に訴えを提起	2010年	

訴訟の経過 ～第1ラウンド～

- ▶ Googleの利用が著作権侵害に該当するか否かを検討するために、主に、Googleが利用した37のJava APIの著作物性の有無が判断された。

- ▶ カルフォルニア連邦地方裁判所(以下「地裁」)

rangeCheck機能および逆コンパイルされたセキュリティファイルを除き、Java APIの著作物性を否定し、著作権侵害不成立と判断した。

- ▶ 連邦巡回区控訴裁判所 (以下「CAFC」)

37のJava APIのDeclaring codeおよびSSOの著作物性を認めた。そのうえで、Googleによる利用がフェアユースか否かの判断をするために、地裁に差し戻した。

- ▶ CAFCの差し戻しによって、地裁およびCAFCでは、37のJava APIに著作物性があるという前提のもと、Googleの利用がフェアユースか否かを判断することになった。

フェアユースの論点

▶ 使用の目的と性格(第1要素)

- 非営利目的 ①
- 変容的使用 ②
- 悪意 ③

▶ 著作物の性質(第2要素) ④

▶ 使用の量と実質性(第3要素) ⑤

▶ 市場への影響(第4要素) ⑥

論点 1：非営利目的 ～当事者の主張～

▶ Oracleの主張

Androidは「大いに収益が多く」、「GoogleはAndroidにおいてJavaを利用することで、何十億ドルも獲得した」。よって、Androidは「圧倒的に営利的」である。

▶ Googleの主張

Androidはオープンソースライセンスの条件に基づき提供されている。また、Googleの収入源は、Android以前から存在したサーチエンジン上の広告である。よって、GoogleによるJava APIの利用は営利目的ではない。

論点 1：非営利目的 ～地裁判断～

- ▶ Googleによる37のJava APIによるdeclaring codeおよびSSOの利用が、営利目的に適うことは争いがない。
- ▶ Googleによる利用が、フェアユースの認定に不利に働く営利目的であったとしても、Androidのオープンソースとしての性質は、全体的な営利目的を和らげる。
- ▶ 完全に営利目的の利用であったとしても、フェアユースを構成する可能性はある。

【判断】

Googleの利用は営利目的の利用であると判断したものの、「変容的利用」であるか否かの方が重要であるとした。

論点 1：非営利目的 ～CAFC判断～

- ▶ Androidを無償で提供しているからといって、GoogleによるJava APIの利用が非営利的であるとはいえない。ナップスター事件において「顧客に対し『通常は購入させるであろうものを無償で』提供することは、営利利用を構成する。」と判断されている。
- ▶ Googleの収入源がAndroidではなく広告だったとしても、営利性は、どのように収入を得ているかに依存しない。A&Mレコード事件において「直接的な経済的利益は、営利利用の立証に要求されない。」と判断されている。

【判断】

Googleは、営利目的に利用していると判断した。

論点2：変容的利用 ～当事者の主張～

▶ Oracleの主張

GoogleはAPIを「新しい表現、意味またはメッセージ」に代替していない。更に、Java APIを同じ目的で利用している。よって、変容的利用ではない。

▶ Googleの主張

Googleは、Java APIの一部を利用して、「デスクトップPCでもサーバーでもない、Androidというスマートフォンのプラットフォーム」という新しいコンテキストを、新たな創作物の中に生み出した。更に、「Androidのポイントは、スマートフォン向けの革新的なプラットフォームを創造すること」であるから、AndroidとJavaの目的は違う目的である。よって、変容的利用である。

論点2：変容的利用 ～地裁判断～

- ▶ 複製されたDeclarationは、同じ機能、目的をもつ。
- ▶ しかし、
 - ① Googleは、166あるJava APIから37を選択している。
 - ② 再実装されたコードと合わせることで、小さなバッテリーで稼動するスマートフォンにおける動作環境を実現している。
 - ③ Googleがスマートフォン向けに新しく記述したmethod、classおよびパッケージと組み合わせた。

【判断】

Googleの利用は、「変容的利用」とであると判断した。

論点2：変容的利用 ～CAFC判断～

- ▶ 107条柱書に列挙されている利用ではない。

Googleの利用は、「批評、解説、ニュース報道、教授、研究または調査等」の分類に該当しない。

- ▶ Androidにおいて利用されるAPIと、Javaプラットフォームにおいて利用されるJava APIの目的は同じである。

APIが「両創作物において同じ機能をもつ」ことに争いはない。Googleがdeclaring codeおよびSSOをそのまま複製し、その複製物をオリジナルと同じ目的に使ったことは、フェアユースを大いに弱める。著作物の一部を選択したことだけをもって、変容的とはいえない。

論点2：変容的利用 ～CAFC判断～

- ▶ 著作物の表現上の内容または意味を代替していない。

この論点は、Googleが「原創作物の表現上の内容又はメッセージ」を代替したか否かで判断され、複製していない部分に関し、書き直したか否かを問うものではない。

- ▶ スマートフォンは新たなコンテキストではない。

Java SEは既にスマートフォンにおいて利用されており、Googleは著作物を新たなコンテキストに「変容」していない。また、例えまったく異なるコンテキストだったとしても、単に新たなコンテキストにただけでは、「変容的」とはいえない。

【判断】

Googleの利用は、「変容的利用」ではないと判断した。

論点3：悪意 ～当事者の主張～

▶ Oracleの主張

Googleは、市場にいち早くAndroidを投入するために、開発促進としてJava APIを複製することが必要と感じていた。また、Javaを利用するために使用許諾が必要であると知っていた。

▶ Googleの主張

Declaring CodeとSSOは開発者にとって事実上、また、Java言語の独立した実装可用性から、無償で使用および実装できるものであり、Sun自身が、利用のすべてを無償にすることを促進していた。

論点3：悪意 ～地裁判断～

- ▶ Googleによる利用は、少なくとも、(Googleが利用した) Declaring CodeおよびSSOは無償で利用できると思じた故である。
- ▶ 一方、Googleは、Implementing Codeは使用許諾が必要であると考えていたが、GoogleはImplementing Codeを利用していない。

【判断】

Googleによる開発促進としてのJava APIの利用は、善意に基づくものであると判断した。

論点3：悪意 ～CAFC判断～

- ▶ 複製者の悪意は、フェアユースの判断において不利に働く可能性がある一方、善意であったとしても有利には働かない。
- ▶ 地裁においてGoogleが善意であるとされたのは、単にGoogleが悪意である説得力のある証拠がなかっただけである。

【判断】

「悪意である」とも判断していないが、営利目的の利用であり、変容的ではない性質である時点で、第1要素はフェアユースに対して不利であるとした。

論点4：著作物の性質 ～当事者の主張～

▶ Oracleの主張

APIの設計は高度に創作的な作業であり、パッケージの構成は機能によって定められるものではない。Declaring Codeおよび37のパッケージのSSOは、著作物としての保護に値する。

▶ Googleの主張

DeclarationおよびSSOは、「最小のレベルの創作性」に値する創作物である。

論点4：著作物の性質 ～地裁判断～

- ▶ APIの設計は、高度に創作的な作業である。しかし、Declaring Codeは高度に創作的ではない。
- ▶ Declaring CodeとSSOは、著作権保護に値するほどに十分に創作的ではあるが、機能的な考慮がその設計を占める。

【判断】

第2要素は、Oracleにとって有利に働かないと判断した。

論点4：著作物の性質 ～CAFC判断～

- ▶ 37のAPIパッケージがあるレベルの創作性を含むことは明白であるが、機能的な考慮は実質的でかつ重要である。
- ▶ しかし、第9巡回区控訴裁判所は「第2要素は『類型としてフェアユース全体の判断にそれほど大きな影響を与えない』」としている。

【判断】

著作物の性質はフェアユースにとって有利に働くものの、全体の判断にはそれほど影響がないと判断した。

論点5：使用の量と実質性 ～当事者の主張～

▶ Oracleの主張

Java言語において、170行のコードを複製すれば足りる。しかし、Googleは、Javaによる記載に必要な最小限よりも11,330行も多い、11,500行のコードを複製した。

▶ Googleの主張

Googleは、Java SEライブラリの全286万行のコードのうち、たった11,500行しか複製していない。

ソフトウェア開発者はJava APIを利用することに慣れていて、Java APIを利用することは、Java利用者のためにもなる。

論点5：使用の量と実質性 ～地裁判断～

- ▶ Googleは、必要最小限である37のAPIパッケージのみ複製している。これは、慣例として、異なるシステム間の整合性を保護するためにちょうど十分である。
- ▶ (創作性の低い) DeclarationsとそのSSOは複製しているが、(創作性の高い) Implementing Codeは複製していない。
- ▶ Googleが複製したコードの行は、著作物全体のほんの1%ほどである。

【判断】

Googleによる複製は、Googleによる変容的な複製において必要であったと判断した。

論点5：使用の量と実質性 ～CAFC判断～

- ▶ 第3要素は、単に利用された著作物の割合によって決定するのではなく、より柔軟に考えられる。
- ▶ Googleは、必要最小限(170行)以上のコード(11,500行)を複製した。
- ▶ 著作物の人気や、ターゲットユーザーの期待に沿うために複製する権利はない。
- ▶ Java言語によるソフトウェア開発者に受け入れられるために、開発者に親しまれている著作物の外形と同じように設計することはフェアユースではない。
- ▶ 複製した部分がJava全体の小部分だったとしても、質的には僅かであるとはいえない。

【判断】

第3要素はよくて中立的、むしろ不利に傾くと判断した。

論点 6：市場への影響 ～当事者の主張～

▶ Oracleの主張

Java SEにとって、Googleの複製によって生じる現実および潜在的な損害は「圧倒的」である。

▶ Googleの主張

①Oracleは装置メーカーではないこと、②Oracleは独自のスマートフォン向けプラットフォームを構築できていないことから、Java SEとAndroidは同じ市場において競合しない。

論点6：市場への影響 ～地裁判断～

- ▶ Androidは、Javaの市場であるデスクトップパソコンおよびノートパソコン市場に損害を与えていない。
- ▶ Androidが公開される以前に、Java APIのすべては、ゆるやかなGPL ver.2の条件下で、「OpenJDK」という名称の無償オープンソースとして提供されていた。Androidに利用された37のパッケージおよびSSOとほぼ同じものが、GPL ver.2の条件下において、無償で提供されていた。Androidによる市場への影響は、OpenJDKの提供によって見込まれていたものと同じである。

【判断】

Androidはデスクトップパソコン市場に損害を与えていないし、「OpenJDK」が既に発表されていたことにより携帯端末市場にも損害を与えないと判断した。

論点6：市場への影響 ～CAFC判断～

- ▶ 現実の市場への損害に関して、Java SEはAndroid発表以前から携帯端末（初期スマートフォン含む。）に利用されていた。しかし、AndroidがJava SEの代替として利用されるようになり、直接的な市場への影響が発生した。（例えば、Amazon KindleはOracleからJava SEのライセンスを受けていたが、Android発表以降、Androidに移行した。）
- ▶ 潜在的市場への損害に関して、Oracleがスマートフォンに対してもJava SEをライセンスしようとしていることに疑いはない。法律は、著作権者の「潜在的な市場」に参入する権利を保護しているため、この事実をもって市場への影響を立証するに十分である。

【判断】

現実の市場および潜在的市場への影響があるとして、第4要素はOracleに圧倒的に有利であると判断した。

結論 ～地裁～

- ▶ 第1要素について、営利目的の利用ではあるが、変容的かつ善意での利用である。
- ▶ 第2要素について、複製されたコードは機能的であり、高度に創作的ではない。
- ▶ 第3要素について、複製されたのは著作物全体のほんの一部であるDeclaring Codeのみであり、またその複製の目的も、Java開発者の混乱を避けるためである。
- ▶ 第4要素について、AndroidによってJavaの市場に影響は与えられていない。

【結論】

Googleによる利用はフェアユースである。

結論 ～CAFC～

- ▶ GoogleによるOracleの成果の営利利用を認めることは、著作権の目的を促進することにならない。Googleは、自身のAPIを開発することによって、またはOracleのAPIのライセンスを受けて新たなプラットフォームを開発することで、著作権が目指す創作的な表現や革新を促進できたはずである。しかし、GoogleはOracleの創作的な努力を複製することを選んだ。
- ▶ Androidの公開によって、Oracleの著作物を提供するJava SEは事実上置き換えられ、Oracleが開発途上の市場(＝スマートフォン市場)に参加することを妨げられた。
- ▶ 第2要素はフェアユースに有利、第3要素は、よくて中立的である一方、第1要素および第4要素は、フェアユースに対し非常に不利である。

【結論】

Googleによる利用はフェアユースではない。

結論

	地裁	CAFC
使用の目的および性格		
非営利利用	非該当	非該当
変容的利用	該当	非該当
悪意	非該当	明言せず
著作物の性質	機能的考慮	機能的考慮
使用の量と実質性	Googleに有利	Oracleにやや有利
市場への影響	非該当	該当
フェアユースの成否	成立	非成立

※ Oracleに有利な判断は濃いグレー、Googleに有利な判断は薄いグレーで記載